

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868

C

C



26

米保長(別送)

二月六日解山大使在京洋大使会談録抜萃



大臣 且最後に安全保障の付一言申上る

米保長(別送)
治部省
米保長(別送)

先般来國內各地を歩いた中に聞かれます大多勢の人と

話したが此の問題に因する一般の理解も段々来ると国民輿

論も逐次社会党の指導から脱して然々の考へていつ方向に向つ

た様に思はれ此の裏は大使にもお知らせたいと考へて国民輿

論の方を整理と随時話したが結局は大使と今迄話して来

極秘

外務省

回覧番号
米保

た趣旨が纏まると思ふ。今後お出される文早く署名お出する
様に努力する積りがあるが又ライヴエイト或は然らざる会
合をお々行ふことになると思ふ。

大使 今朝山田治官と有益なお話をした。自分は何となくから
自民党の内部が完全に纏まると、又国民の支持確定な
りとの見通を得るまで、交渉を再開しはならないとの
訓令を受けている。然し自分はこの訓令は現実的であるとは

外務省

思はないが大抵と日何の時も話する甲意があるが、
し其のなめに今後又問題が起つては困る立場にある。今
後二週間内にパブリックトクソン会議を行ふことも結構な
あるが、其の先には是非一先プライベートにお目にかかつて
自分の観る所を申上げたい。今後は話を進める
方めにはどうしても行政協定に付先づ固める必要がある。
勿論條約の方も話を並行して進めることに異存はないが、

外務省

行政協定に就て話が固まれば條約の方もワットとに
取次ぐことが出来ないうちである。條約協定何れについて
も克服を兼ね向題はないと思ふが、何れにせよ未だ決つて
いないことを先走つて公にコミットしてしまふことは絶対にない
様にする必要がある。條約地域に就ては当初米商の意向
を踏まえて土地の取目などは月々の行政協定下の地域
としてワットとに具申する所存がある。又行政協定の實質

外務省

的修下は困難であるが、分相金は三十四万五千の約束に
手を取れないなら同條項の削除を身申す所存である。
尚且下國會の向題は核非武装決議向題は政府が之を
適切にハンドルする事を衷心希望する。此はシリアス
な向題である。

大臣 自民党は之に反対の態度である。社会党の原案は
国会におかれ様に今やるべきが内容が弱く小が又考へる余

外務省

地あとの能いである。此に關する幹事長伝誥の
おめおめ日午後の予算委員会も流したものである。
大使 本日は政府が *adequately* に処理されることを切望する。
本國は固より日本政府の意に及して核兵器を持つて
意圖はないけれどもあるからインテリは存在しないかあるか。
新條約に關するは一般のフォーミュラはあり通りである。
伊意がある次第である。兎も角核非武装は日中を孤

外務省

立化し若衆側か何れツも掌握し得る態勢に持つ
て行く一つの方途があるから目や政府がうまく扱って
下さることを期待して止まず。

大臣 此中に同じ見解を同じくするものがある。

外務省